

熊本市議会議員一般選挙 ご当選のお祝いとお願い

くまもと禁煙推進フォーラム代表

橋本洋一郎

H P <http://square.umin.ac.jp/nosmoke/>

謹啓、平成 23 年 4 月 24 日に実施された市議選において、見事ご当選されたことをお喜び申し上げます。私たちは喫煙による健康被害から市民を守る活動を行っている団体で、医師や薬剤師を中心とした医療や教育関係者らで作っている総勢 120 名超のボランティア組織です。

さて喫煙には様々な解決すべき問題があります。私たちは、下記のことを主張・要望し、活動しております（添付資料参照）。禁煙推進のためには、政治や行政の積極的な関わりが必要です。ご依頼いただければ、医学的所見について、皆様の元に伺ってお話しをさせていただきます。議員の皆様には、ご高察の程をお願い致します。

謹白

記

1. 受動喫煙の防止の推進

研究の結果、受動喫煙により健康と生命が侵害されることが判明しています。平成 22 年厚生労働省は、日本において受動喫煙が原因で死亡する人は年間 6800 人と発表しました。世界保健機関は完全な禁煙でなければ受動喫煙を防止できないと述べています。他国では屋内を完全に禁煙とし、心臓病や呼吸器疾患が減少しています。県民や熊本を訪れる観光客のため、受動喫煙の防止施策の推進をお願い致します。灰皿が置かれ、特に多くの方への悪影響が大きいと考えております場所は、JR 熊本駅、熊本市繁華街（上通、下通、新市街周辺地区）、観光地（熊本城、水前寺公園等）、飲食店の中及び入口、熊本市動植物園です。

2. 学校敷地内禁煙化の徹底

平成 17 年箕輪らが発表した論文「若年における喫煙開始がもたらす悪影響」のデータを熊本県に当てはめると、熊本県下には 9 万人以上の喫煙する未成年者がいる可能性があります。学校は、分煙の場合と比較して、敷地内を完全に禁煙にすることにより、未成年の喫煙率が明確に低下することが内外の研究で明らかになっています。平成 23 年 9 月から熊本市でも学校敷地内禁煙化の措置となったと伺いましたが、その措置の徹底をお願いします。徹底されない事例としては、運動会・地域の体育祭等イベント・夜間の地域の活動・クラブ活動などです。また、学童・生徒のよきお手本となるよう教職員の禁煙支援の推進をお願いします。

3. 熊本市庁舎および関連施設（体育館、市民ホール、公民館等）の禁煙化

受動喫煙を防止し、禁煙希望者の禁煙を支援するためには、喫煙の規制が必要です。規制を指示すべき熊本市において受動喫煙が行われていることは、市民からみて問題です。平成 23 年から保健センター等健康管理部門は敷地内禁煙となりましたが、一方、庁舎や議会棟などはまだ分煙と聞いております。高価な分煙機器の維持を公金（税金）で賄うことも問題です。熊本市庁舎および関連施設（体育館、市民ホール、公民館等）の敷地内禁煙化をお願いします。

4. 禁煙支援の推進

喫煙はニコチン依存症という病気であり、多くの疾患を引き起こします。福岡県中間市では添付のような非常に熱心な市報を作成し、市民へ禁煙を啓発しています。議員の皆様からも、市民や市職員への禁煙支援のための事業を推進して下さいませよう、お願いを申し上げます。

以上

受動喫煙死者年6800人

厚労省推計 半数職場、女性に被害大

受動喫煙が原因で肺がんや心臓病で死亡する成人は、国内で毎年約6800人に上るとの推計値を厚生労働省研究班が28日、発表した。女性が約4600人と被害が大きく、全体のうち半数以上の約3600人は職場での受動喫煙とみられる。

年間の受動喫煙による被害		
	男性(うち職場)	女性(うち職場)
肺がん死亡	600(400)	1500(300)
虚血性心疾患で死亡	1600(1400)	3100(1500)
合計	2200(1800)	4600(1800)

※単位は人、数字はすべて概数

主任研究者の望月友子・国立がん研究センタープロジェクトリーダーは「一年間の労災認定死が約千例であることを考えると、甚大な被害だ。行政と事業者は、労働者の健康を守る責任があることを認識すべきだ」と話し

研究班は、2005年に実施された受動喫煙状況に関する調査を基に、たばこを吸わない成人約7600万人のうち、女性(約4800万人)の約30%と男性約2800万人)の約6%は家庭で、女性の約20%と男性の約30%は職場でそれぞれ受動喫煙にさらされていると推定(重複あり)。

同センターの疫学調査により明らかになっており、受動喫煙によって増えるリスクから死者数を推計した。

その結果、肺がんで死亡した女性(年間約1万8千人)の約8%と男性(同約4万9千人)の約1%、虚血性心疾患の女性(同約3万4千人)の約9%と男性(同約4万2千人)の約4%の計約6800人

1歳長女を殺害容疑の母親逮捕
警視庁、本人否認

警視庁捜査1課は28日、東京都江戸川区の自宅マンションで1歳3カ月の長女を窒息させて殺害したとして、殺人の疑いで母親の無職大井好美容疑者(37)を同区松江5丁目を逮捕した。捜査1課によると、「わたしは殺していません」と否認している。

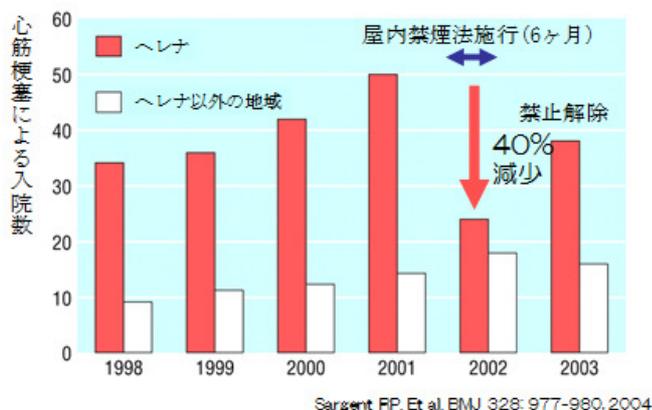
逮捕容疑は6月11日、マンション自室で、

0人は受動喫煙が原因と判断した。女性が約4600人、男性が約2200人で、このうち職場での受動喫煙は男女とも約1800人。

資料2. 受動喫煙防止の効果

■米国ヘレナの例

公共の場所の全面禁煙で心筋梗塞の発生が減少

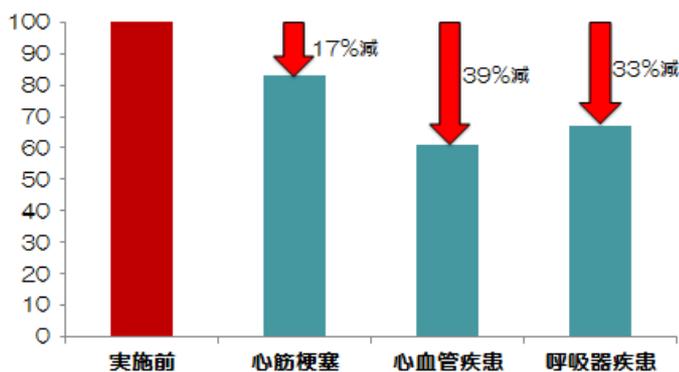


米国ヘレナ地区では、6カ月という期間を限り、屋内禁煙法(受動喫煙防止法)を実施しました。地区のすべての建物内の喫煙を法律により規制し禁煙にした結果、心筋梗塞による入院数が40%も減少しました。禁煙法が解除された後は、心筋梗塞の発生は増加傾向となり元通りとなりました。(Sargent RP. Et al. BMJ 328: 977-980, 2004)

■カナダトロントの例

禁煙法/トロント

(公共部分や職場に加えてレストランでの禁煙を実施した2段階目)

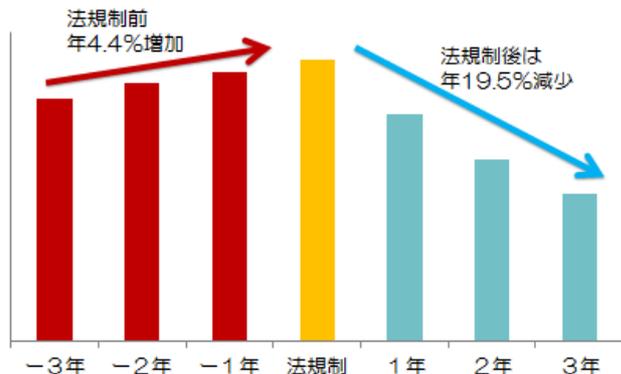


カナダトロントでは、受動喫煙防止のための法律を定めました。規制は3段階に分けて進められました。公共部分や職場に加えてレストランでの禁煙を実施した2段階目で大きな変化がありました。心筋梗塞の発生は17%減少、脳卒中を含めた心血管疾患の発生は39%減少、呼吸器疾患の発生は33%減少という大きな成果がありました。(Naiman A: Canadian Medical Association Journal, 182: 761-767, 2010)

■スコットランドの例

禁煙法施行による小児ぜんそくの入院

(スコットランド)

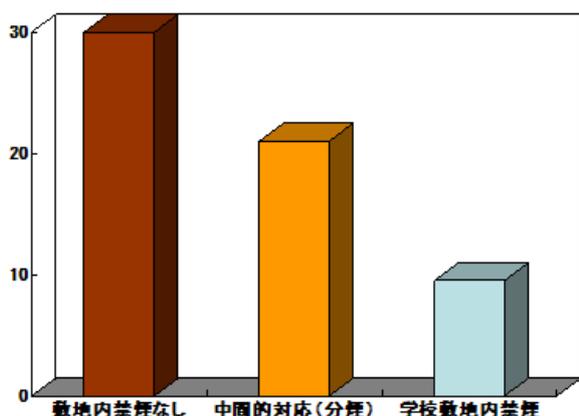


イギリススコットランドでは、禁煙法で屋内の喫煙を禁止しました。当初法規制時には、受動喫煙環境にある飲食店店員などの疾患発生の減少が期待されましたが、さらに別の大きな変化も生まれました。法規制前には年間4.4%増加していた小児ぜんそくの入院が、年間19.5%減少に転じました。(Mackay D. et al. N Engl J Med. 363(12):1139-45, 2010)

資料3. 学校敷地内禁煙の効果

■ イギリスのデータ

学校の喫煙に対する態度と生徒の喫煙率

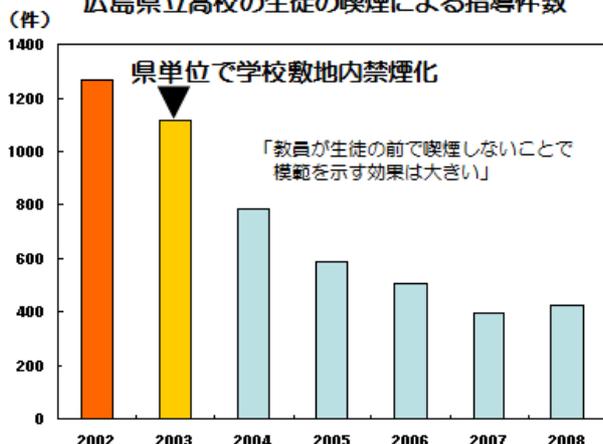


Moore L. et al. Tob Control 10: 117-123, 2001

イギリスのある地区において、学校敷地内の喫煙規制をしていないところ、分煙のところ、学校敷地内禁煙のところ、と3つに分けて、生徒の喫煙率の調査が行われました。その結果、敷地内を禁煙にしている学校では明らかに生徒の喫煙率が下がっていました。学校敷地内禁煙の効果です。(Moore L, et al.: Tob Control 10: 117-123, 2001)

■ 広島県のデータ

広島県立高校の生徒の喫煙による指導件数



中国新聞 2010年1月9日

広島県では、2003（平成15）年から県内高校の学校敷地内禁煙が実施されました。その結果、生徒の喫煙による補導件数が激減しました。中国新聞による取材の中で、校長先生が述べられている「教員が生徒の前で喫煙しないことで模範を示す効果は大きい」という言葉に、学校敷地内禁煙という環境の提供と「無言の教育」の効果が表れています。(中国新聞 平成22年1月9日)

資料4. たばこ規制枠組み条約

第8条 タバコの煙にさらされることからの保護

(1) 締約国は、タバコの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。(2) 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるタバコの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

第13条 タバコの広告、販売促進及び後援

(1) 締約国は、広告、販売促進及び後援の包括的な禁止がタバコ製品の消費を減少させるであろうことを認識する。(2) 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるタバコの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。この包括的な禁止には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を含める。この点に関し、締約国は、この条約が自国について効力を生じた後五年以内に、適当な立法上、執行上、行政上又は他の措置をとり、及び第二十一条の規定に従って報告する。

第17条 経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供

締約国は、相互に並びに権限のある国際的及び地域的な政府間機関と協力して、適当な場合には、タバコの労働者及び耕作者並びに場合に応じ個々の販売業者のために経済的に実行可能な代替の活動を促進する。